

計画事業に係る事後評価記載様式(最終年度)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備したか。

最終年度となる今年度は前年度から検討を続けた各種に事業について実施を行った。同時に法定協議会である木曾町地域公共交通協議会関係会議を適切に開催し、報告及び検討課題の協議を引き続き行っている。特に運行内容改善のため分科会・幹事会・全体協議会形式により協議を行い、関係者の合意形成を図っている。公共交通システムは木曾町の地域づくりに必要不可欠なものであるとの認識を確認し、継続して運行できる環境を整えることができた。

II 計画事業の実施

① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

「広報・PR事業」については、マスコットキャラクターを使ったラッピングバスを制作。新聞記事でも紹介され、住民の関心を高めることができた。このラッピングバスを使い町内保育園2園で園児による写生会と体験乗車イベントを開催。また町内の観光イベントにもラッピングバスを運行させ、木曾町生活交通システムをPRする格好の機会となった。
「運行内容改善事業」については、住民要望や利用者ニーズなど、寄せられた様々な提案意見をできるかぎり交通システムの運行に反映させた。またサービス向上のためマイ時刻表作成システムと実際の地形図にバス停の位置を記した木曾町バス路線図マップを現在制作中である。

III 具体的成果

① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

利用促進による年間利用者数毎年3%増は達成できなかったが、実施前の平成19年度の利用者数192,846人に対し平成21年度の利用者数は215,651人と1.8%増を達成することができた。料金収入の向上では平成19年度の運賃収入が26,964,410円に対し平成21年度は31,394,223円となり4,429,813円の増額となっている。料金改定について協議の結果、改定しなかったため目標の1,500万円にはいかなかったが、料金据え置きで増額することができた。事業費の効率化について利用者アンケートを実施、コスト削減とサービスの向上を検討している。時刻表掲示の分かりやすさ向上についても利用者数の増加による定量的な評価から効果が出ていると考えているが、この値は当該事業の効果によるものだけではないため、分離した評価は極めて困難であるのが実状である。

② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

公共交通非利用者を利用者へと変えることが大きな目標であり、①に記載したとおり利用者数、運賃ともに増加していることから当事業の利用促進が利用者層の底上げを図るために適切な事業であったと言って差し支えない。利用促進事業は現在も進行中であり、その効果がすべて表れるまでなお時間がかかるものと推測している。またこれまでの行った事業のノウハウを活かし今後さらなる利用促進事業を発展させることができると考えており、そうした面からも3年間の事業で目標達成のための基礎を築くことができたと確信している。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

IV 自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

① 実施した事業を本格実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

問題点については協議会、幹事会、分科会等で協議している。利用者からの苦情要望もその都度会議で検討し、対応している。全体として利用者は増加傾向にあるが、路線によっては利用者数が伸び悩んでいるところがあり、こうした課題に対する検証は必要と考えている。また公共交通に対する住民の関心も高まっているとは言い難く、今後発生する問題点とあわせ幅広く検証とその対応策を協議したい。

2 事業の実施環境

① 当該事業の本格実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

平成23年度の本曾町から法定協議会への事業負担金を財政支出することで関係者の合意が形成されており、本曾町の平成23年3月定例議会に平成23年度予算案を上程し、町議会において予算審議してもらうこととなっている。地域公共交通活性化・再生総合事業の利用促進事業により平成20年度利用者数214,467人に対し平成21年度利用者数は215,651人で0.6%増加することができた。今後過疎化により人口が減少する中、財源的には非常に厳しく、さらなる国の支援策を必要としている。

② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を本格実施する環境を整備したか。

住民に公共交通の現状と課題を啓発するため、CATVのテレビ放送でバス利用促進番組を制作、放映した。この番組内で紹介した巡回バス路線は利用者数が今年度毎月対前年を上回っており、一定の効果が表れたと推測している。またキャラクターを使用したラッピングバスを導入したことで視覚的にバスに対する住民の関心を高めることができた。ラッピングバスを保育園児に写生させ、その絵をバスに展示したところ、このバスの運行に対する問い合わせもあり、利用促進につながった。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっていたか。

第1回法定協議会において、協議会規約が決定され制定されており、協議会の目的を達成するための事業として、連携計画の策定及び変更協議、連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項、連携計画に位置付けられた事業の実施、その他協議会が必要と認めた事項と規定されている。協議事項の中で、調査・検討、協議又は調整をするために必要に応じて幹事会・分科会を置き審議することができることとされており、計画事業の進め方や実施状況については、幹事会・分科会を設置して審議している。

② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられていたか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められていたか。）。

法定協議会の構成員は、道路運送法に基づく地域公共交通会議の構成員が兼務しており、本曾町4地域の地域自治自治組織代表者も含まれているほか、利用者や住民の意見をより反映させるため一般公募委員として7名が協議会に参加している。構成員は各地域の住民意見の集約を踏まえ協議会で協議がされており、協議会で審議された結果は、尊重することが規約で位置づけられているため、住民の意見が反映される仕組みとなっている。

③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されていたか。

年度当初の協議会において、年間スケジュールで協議会開催を計画し、計画事業の進め方が確認され、それ以降は、実施した計画事業の進捗状況や結果が報告・審議された他、年度最後の法定協議会において計画事業の自己評価報告案が報告される予定となっており、事業実施にあたって法定協議会が適切に開催されている。

④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されていたか。

法定協議会規約において、会議は原則として公開とすることが確認されている。開催した法定協議会の議事録や関係資料は、速やかに公表している。また、地元新聞社等マスコミの協力をいただき、法定協議会の議事や合意形成された事項など報道してもらっており、協議会の議事内容が開示されている。

⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を本格実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

事業の実施にあたり、分科会での検討及び幹事会での検討を経て最終的に協議会で決定され実施される。分科会での検討にはその都度必要に応じて関係者を招聘しており、今年度は運行内容・運賃検討分科会（H22.9.16開催）において課題要望について協議し、その中のデマンド乗合タクシーに関する課題では関係者による協議（H22.12.20開催）を開催し、関係者による合意形成後第2回法定協議会（H22.12.24開催）において決定されている。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。